

# 伊勢崎市消防本部 障がい者活躍推進計画

(令和2年度～令和6年度)

伊勢崎市消防本部

## 1. 策定趣旨

令和元年6月、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

消防本部においては、業務の特殊性から障がい者に限定した職員の採用は行っていません。また、現在在籍する職員に障がい者はいませんが、法改正の趣旨に鑑み、障がいのある職員の活躍を一層推進し、様々な職員が能力を発揮する多様性のある職場づくりを通じた行政サービスの向上を図るため、この度、「伊勢崎市消防本部障がい者活躍推進計画」を策定しました。

本計画に基づき、すべての職員が働きやすい職場づくりに向けて、着実に取り組んでいきます。

## 2. 策定主体

本計画は、市役所全体の障がいのある職員の活躍推進に向けた取り組みとして、市長部局と連携し、消防本部が策定します。

## 3. 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

## 4. 目標

### (1) 採用に関する目標

消防吏員は、障がい者雇用率制度の除外職員であるように、今後も障がい者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えます。

現在、当消防本部消防職員採用試験の条件には、身体的な限定基準は設けていません。このことから、障がい者である応募者を念頭においた募集を継続します。選考試験において必要と思われる検査等を行い、公平かつ適切に適性判定を行います。

### (2) 定着に関する目標

障がい者を採用した場合等に備え、全国各消防本部の障がい者雇用状況を把握し、必要に応じて検討します。

## 5. 取組内容

### (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

#### ア 「障害者雇用推進者」の選任

「障害者雇用推進者」として、消防本部総務課長を選任します。

#### イ 「障害者職業生活相談員」の配置

障がい者の雇用が5名以上となった場合には、「障害者職業生活相談員」を配置します。配置しようとする者が、資格要件を満たさない場合には、速やかに資格を取得させるため、研修等を受講させます。

#### ウ 相談窓口の設置

障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者等が相談できる窓口を消防本部総務課に設置します。相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて、産業医とも連携を図ります。

### (2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

職員が中途障がい等により従来の業務遂行が困難となった場合又はその相談があった場合には、円滑な職場復帰のために負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討します。

### (3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 障がいのある職員に対しては、定期的に面談を行い、必要な措置を講じます。措置を講じるに当たっては、障がいのある職員の要望を踏まえつつ、合理的な配慮の範囲内で適切に実施します。

イ 募集、採用に当たり、以下の取扱いはしません。

(ア) 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。

(イ) 自力で通勤できることといった条件を設定すること。

(ウ) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。

(エ) 特定の就労機関からのみ受け入れを実施すること。

### (4) その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。

## 6. 公表

策定又は改定を行った計画は、庁内イントラネットワークへの掲載等により、全ての職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。